

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年8月28日（金）15:10～15:38
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授  
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

- 山本 博之 東京都政策企画局調整部国家戦略特区推進担当部長
- 藤田 恵 東京都政策企画局調整部渉外課課長代理(国家戦略特区推進担当)
- 小林 佑輔 東京都政策企画局調整部渉外課
- 市川 喜久江 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進局・事業推進部長
- 沖田 弓弦 神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進局
- 太田 康 神奈川県保健福祉局環境衛生課長

#### <事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 旅館業法の特例の活用について
- 3 閉会

---

○藤原次長 やや時間が押しておりますが、急遽おいでいただきました、旅館業法の特例に関してでございます。

おとしし成立した戦略特区法が、このたび、7月に改正法が成立しまして、また、来週9月1日から施行されるのですけれども、残念ながら、最初に整備した特例措置の中で、もはや唯一と言ってもいいと思いますが、この旅館業法の特例だけが、まだ、実際、事業に

至っていないということで、特に、関西圏と東京圏につきましては、そもそも区域方針の案の中で、これは、相当早く実施するという形で書いてあったこともあり、これは、委員の方からの問題意識もございまして、大阪のほうは、少し動きが出ておりますが、東京についても、ぜひ、ヒアリングをさせていただきたいということで、きょうは、東京圏の代表的な都と、それから、神奈川県の方々においでいただきました。

それでは、そういった背景でございまして、八田座長のほうから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○八田座長 どうもお忙しいところ、お越しくださいましてありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○山本部長 東京都ですけれども、次長からありましたけれども、これは、喫緊の問題として取り組んでおりまして、ポイントは大きく2つあると考えております。

1つ目が、認定業務を行う保健所のしっかりとした体制づくりでございまして、特に東京都の場合は、保健所が23区と町田と八王子、それ以外は、都なのですけれども、そういったことで31日に共同通知を内閣府と厚労省で出していただきましたけれども、その前の24日に内閣府と厚労省の説明会を東京都のところで開催していただきまして、そちらには、都と保健所の設置自治体全て参加していただきまして、保健所のほうもかなり疑問点があったのですけれども、かなりの部分は、疑問点がクリアになったというふうに考えております。

その上で、例えば、消防法とか建築基準法の取り扱いでございましてけれども、例えば、旅館とか共同住宅で、スプリングラーが、まず、どうなるのかとか、あと、建築基準法のところも、そこら辺の違いで、廊下とか階段の容積率の不算入がどうなるかというところの課題もありますので、そういったところを主務省のほうから早急に示してもらうように、今、お話をしておりますし、あと、申請者の滞在施設の所有権の権原、例えば、物件について所有権を持っている場合であれば、登記事項証明書とか、あと、賃貸を受けている場合は、契約書とかがあると思うのですけれども、そういったところで、やはりチェックというのは、運用面でどうすればいいとか、そういったような質問が、今、出ておりました、今、国のほうでそこら辺の対応をお願いしているところでございまして、そういった回答内容でバージョンアップを図っていきたいと思っております。

2つ目が、やはり、条例制定に向けたコンセンサスでございまして、旅館業法の特例の条例の制定に向けてということで、関係者との調整は、今、いろいろと調整を進めてもらっているような状況でございまして。

民間事業者からも、特に東京の場合は、デベロッパーサイドで申し上げますと、既存のサービスアパートメントはありますので、その30日以上が、例えば、7日に下げられるので、そのポテンシャルというのはかなり大きいと思っておりますし、あと、民間事業者から聞きますと、今、かなりホテルの稼働率が高まっておりますので、さらに、ホテルをつくるという設備投資よりは、近いところの空きマンションを有効活用すれば、例えば、

チェックとか、その体制もホテルにいるところの人的資源を有効活用できるというような話もありますので、そういったところもネット系とタイアップすれば、新しいビジネスモデルにはなるのではないかと考えております。

そういったことで、最後になりますけれども、まず、今、動いてもらっているところもあるのですが、早期の成功事例をうまい形で、まず、しっかりと進めていきたいと思えますし、そういったことで、ほかの自治体への裾野の拡大という好循環の流れになるように、東京都もしっかりとやっていきたいと思えます。

東京都もしっかりと国と連携して、自治体と連携して進めていきたいと思っておりますので、また、今後とも御指導のほど、よろしく申し上げます。

○八田座長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○市川部長 神奈川県といたしましても、この特区の活用を表明しているところでございますので、具体的に、この活用に向けて取り組んでいきたいという、このスタンスは変わっておりません。

これまで、大阪府などの動向も見ながら、実施に向けて、庁内でいろいろ打ち合わせをしております。

その中で、さまざまな部局から懸念事項も示されましたけれども、今回、通知を出していただきまして、それで、懸念の多くについて対応のめどが立ったという認識はしてございます。

ただ、一部、やはり、衛生上の懸念等、そういったものを示されているのもございますけれども、今後も、神奈川県の場合は、保健所は政令市3つと、それ以外に2つの市、5市が保健所を持っておりまして、それ以外のところは、県の保健所となりますので、政令市等とも調整を進めながら、あとは、関係団体様と調整を並行しながら、具体的な活用に向けて進めていきたいと、こういうスタンスでございます。

現在の状況につきましては、所管する部局の課長が参っておりますので、そちらから御説明いたします。

○太田課長 では、早速、資料に基づいて御説明をさせていただきます。

お配りしている資料の1枚目を御説明しますが、一番左の欄、これは、神奈川県として、今まで議論した中で、想定していた懸念事項、安全・防犯・衛生面の懸念事項をまとめております。

真ん中の欄は、7月に出された国の通知の内容のうち、それぞれの懸念事項に対応する内容の要旨を真ん中に記載しております。

一番右の欄は、それぞれの懸念事項が、この通知によって対応が可能になるか、解決ができるようになるかどうかというのを○、×で示したものであります。

この懸念事項のうち、安全、防犯、それから、周辺住民とのトラブルの関係につきましては、通知によりまして対応が可能になったと考えておりますが、衛生面の懸念につきま

しては、今回の通知でも触れられておりませんので、必要な措置が担保できないという懸念を、今も持っております。

2 ページ目、具体的に、そういう認識に基づきまして、神奈川県としては、政令要件の「施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること」というのがございますが、この具体的事項として、公衆衛生上の危害防止対策、具体的には、その下に書いております6項目を盛り込んでいただきたいと思いますと考えております。

この6項目につきまして簡単に御説明しますと、上の3つにつきましては、政令要件が清潔な居室という表現になっておりますので、清潔なというのは、主観的な判断になるということと、それから、見た目がきれいということと、実際、衛生的かどうかというのは違うということがありますので、事業者には、利用者がかかわるごとに、施設の清掃ですとか、食器の洗浄、殺菌、シーツ等の洗濯、消毒というのを確実にやっていただきたいと思います。

4番目、5番目につきましては、使用する水については、それが衛生的でないと、健康被害に直結いたしますので、井戸水などを使う場合には、水質検査をやって、水質基準に適合していることをきちんと確認していただきたいと思います。

最後、6項目目につきましては、レジオネラ症対策なのですけれども、これは、該当する例は、少ないかもしれませんが、レジオネラ症というのは、実際、発生しますと、肺炎を起こしまして、処置がおくれますと、急速に病状が悪化して死に至る場合も、過去には結構例がありますので、これに該当する場合には、きちんと対策をとっていただきたいと思いますということで、この6項目を挙げております。

以上でございます。

○八田座長 これについて、委員の方から御意見はございますか。

○原委員 まず、この制度は、法律上は、2013年の秋の国会で成立していたわけですし、部長の場合には、東京都さんは、もともと条例を出されるお立場ではなかったもので、9区で御検討されていたということだと思うのですけれども、率直に言って、何で1年半御検討に時間がかかるのですかと。

今、最後の神奈川県さんの御要望という話もありましたけれども、この議論は、さんざんやって、この間、通知を出したばかり、何で今また、後出しでこれが出てくるのですかという感想なのですから。

○山本部長 やはり、一番大きなところは、大阪が、やはり、条例が否決されたところというのは、我々も自治体も非常にショックなところがありまして、そういった意味では、今回は、そこら辺の御指摘も大分酌み取っていただきまして、7月31日に通知を出していただけましたので、そういった意味では、大分、実施に向けた環境が整ってきたというのは、ちょっと思っております。

ですから、我々もかなり水面下では、保健所サイドも大分連携ネットワークがありますから、水面下では検討したのですけれども、やはり、大阪ショックというのと、あれなのですけれども、そういった状況があったことは御理解願いたいと思っております。

○原委員 あと、さっきおっしゃられた、消防法とか、容積率とかの関係の実務的な確認事項というのは、これは、もう大分前に済んだという理解でいたのですが、まだ、何か論点が残っていることはあるのでしょうか。

○山本部長 まだ、正式に回答をもらっていないという形になっておりますので、だから、そこは並行的に説明会で回答してもらって理解は進んでいますので、そういったものを、また、国のほうから調整いただいて回答をもらえれば、それは並行的にバージョンアップしていく話でございますので、そういったところは、引き続き、お願いしたいと思っております。

○原委員 わかりました。私は、それは、1年以上前にとっくにすんでいると理解していたのですが、もし何か問題が残っているのであれば、場合によっては、こちらで整理したほうがいいのかもかもしれませんので、それは、内閣府さんでも整理をいただいて。

○藤原次長 これは、まさに事務局も原委員と一緒に認識でして、この議論が急にまた出てきているというのにびっくりしているのですが、また、この1、2カ月で、急遽この話が出るとしたら、急遽、国交省と総務省にきていただければいいと思っているのですが、そういった理解でよろしいわけですか。

○山本部長 回答をいただければ、うちとしては。

○藤原次長 回答とか、質問をいただいたのは、別に1年前はいただいなくて、この期に及んで来ているので、私らもびっくりしているのですが、そういう理解でよろしいわけですか。新しい論点なのですか。

○山本部長 新しい論点。

○藤原次長 我々は、そういう議論を全く、用途の変更が必要か、必要ではないかという話というのは、一切聞いていなかったのです。

○山本部長 一度、内閣府には質問を出していたのですが、まだ、大阪の状況もあるということで、まだ。

○藤原次長 この間、説明会で、初めて質問のあった事項と、我々は認識しています。少なくとも事務局としては。

○山本部長 はい。

○阿曾沼委員 神奈川県としての今後の対応として、ここに6つありますが、これを明記すると、旅館組合がオーケーしてくれると、こういう話ですかね。

○太田課長 具体的に、この6項目ということで、組合と交渉しているわけではありませんけれども、旅館業者のほうから示されている、衛生面での懸念ということがありますので、実際、今、県の条例で衛生措置の基準というのを設けているわけですが、それと照らし合わせて、この業態に合わせた場合に、これだけの要素を入れていただければ、説明はつく、私どもとしては考えております。

○八田座長 国と話したところでは、結局、テロ対策とか、そういうことは、やはり、従来も短期の滞在なのだから、これは、公的な規制なり、何らかのチェックが必要であると、

したがって、通知でやると。

ところが、衛生に関しては、今、実際の一月以上の定期借家は特段の規制なしに民民の契約で行われているわけなので、一月未満の民民の契約に、政府が干渉するという事は、むしろ不必要な規制強化ではないかというわけです。それは、非常にもっともな議論だと思うのです。

だから、自己責任の原則が当てはまるマンションの衛生管理は、テロ対策とは色合いが違う話だというわけです。もしやるのならば、条例でということはあるのかもしれないですけれども、国がやるというのは、ことの性質上、やはり、やるべきではないだろうという議論になっているのですけれども。

○太田課長 済みません、ただ、条例で、これを県がつくるというのは、恐らく、私どもの理解としては、それはできないというふうな理解をしているのですけれども、特区法の枠からはみ出してしまうといいますか、法と逆の方向に行く規制なので、多分無理なのではないかと。

○八田座長 元来は、民民で、これはやってちょうだいねというのだから、そういうアドバイスをすることなのですかね、要するに、契約のときには、こういうことをできたら気をつけてくださいと。

○太田課長 はい。そのアドバイスをするに当たって、法的根拠をできればつけたいと。

おっしゃるとおり、賃貸借契約であれば、それは、当然、借主が管理すべきものなのですけれども、最短7日でどんどん借主が変わっていくと、その中で、必ずしも、自分がいる間はきちんと管理をするのでしようけれども、あとは、違う人が変わるのだったら知らないといって、最後まできちんとやってくれる人ばかりではないと思いますので。

○八田座長 それは、貸主と新しい借主との関係なのではないですか。

○太田課長 はい。だから、そこを貸主にきちんと、新しい借主に貸すときには、責任を持ってやっていただきたいと、そういう趣旨でございます。

○八田座長 これは、基本的には定期借家ですから、普通の借家でも全く同じことなのではないでしょうか。そこのところは、何か御意見ありますか。

○原委員 全くおっしゃるとおりなのですけれども、それで、恐らくおっしゃっているのは、法律で書いてある、清潔なの解釈が、こういうことだということにしたいということですね。

○太田課長 はい。

○原委員 それは、神奈川県さんの要綱なり、審査基準なりでされたら、恐らくよろしくて、それを厚生労働省に確認をとればいいと、そういうことですかね。

○太田課長 県の行政指導としてやる分には、もちろんできると思うのですけれども、それですと、法的根拠がないということになりますので、性善説に立てば、それでもいいのかもしれませんが、そこで従ってくれない場合には、その担保ができなくなってしまうということで、ここで通知なりで解釈を明確にさせていただければ、非常に指導がやりやすい

というふうに考えております。要するに、担保ができると考えております。

○原委員 厚生労働省とやりとりをしたときの記録というのは、今すぐにはないですけども、たしか、こういう事項については、これまでも自治体レベルで判断している事項というのが相当程度あって、そこはあえて国で示すというよりは、自治体の判断に委ねている部分がありますという説明を大分されていたと記憶していますので、これを国の通知で書くのか、あるいは、こういうことはもう自治体レベルで、審査基準として決めていいですよということを厚生労働省に言ってもらうか、どちらかができればいいということですね。

○太田課長 そうですね。これをもし県の条例で定めていいということであれば、それは、それでももちろん結構です。

○八田座長 私の記憶でも、国はそういうふうに言っていましたね。県でやってもらって。

○沖田氏 先ほど、課長から申しましたとおり、県のほうで、これを条例に盛り込んでいいということでしたら、県の判断ということのできるので対応できます。今、なかなか、許認可行政、窓口行政ということになりますと、やはり、皆さん、見る目が厳しい、要するに、役所の裁量でということになりますので、ある程度、私どもも、条例とか、法的なものではっきりと事業者の方に見せることによって、曖昧なところを解消したいという部分があります。もし、条例で、それは、都道府県の判断とかでやっていいということでしたら、その方法はとれます。

○藤原次長 原委員が言ったように、もう1年以上ずっと議論をして通知を打ったので、もちろん、大阪がメインで議論してきたのですが、大阪は、あの通知できて、東京圏は、それ以上のハードルがないとできないという、規制を強化しないとできないのだというのは、さすがに運用の問題としてきついと思います。

これは、やはり、全国一律の制度、厚労省と我々の共同通知ですけども、その中で運用していただくということが望ましいし、そのために1年間議論してきたわけなので、この6つの問題ができるというのなら、すぐやっていただきたいと思います。恐らく、今の通知の中で読み込める方向ではないかと思しますので、条例、その他で手当てをいただき、即座にやっていただくという議論に入りたいと思っています。

○八田座長 大阪は、この類いの条例をつくるつもりなのですか。

○藤原次長 いや、これは、今の通知で独自の条例をさまざまな分野でつくられるという形になっています。

○阿曾沼委員 これは、しごくもっともな当たり前の内容ですね。宿泊者の安全管理ですから。

○八田座長 これは、短期借家だけの話ではないですね。1年、2年契約を含む全ての借家についても、レジオネラの防止をするなどというのは、貸すときには、ちゃんとやれよと言ったって、おかしくないですね。

それから、浴室で使用する水が水道水以外のときには、ちゃんとチェックしろとかいうのも、これも全ての借家あるいは全てのマンションに要求してもおかしくないですね。何

で短期だけという話が出てくると思うのです。

だから、大阪だって、こういうものを条例でやられるのかもしれないし、それから、神奈川県だって、もしやられるのなら、非常に一般的に全てのマンションに、こういうことを要求されてもいいのではないかと思うのですけれども。

○太田課長 繰り返しになりますが、これを条例で神奈川県が決めていいということであれば、それで、もう私どもで。

○八田座長 やってしまったら、いいのではないですか。

○太田課長 政令要件よりも厳しい条例を定めることが、果たして可能かどうかということころで。

○八田座長 だけれども、うちの議事録をごらんになったらわかるけれども、向こうとして、そういうふうに言っているわけですから、そこで、藤原さんが言われるように、新たに通知を、また出してというよりは、言ったではないのということで作られたらどうなのですか。

○藤原次長 済みません、よく、チェックをしますけれども、法律と、そういった条例の関係は、今までもいろんな他の立法などでも議論がありますけれども、この場合で言うと、旅館業法、それから、特区法の目的も鑑みですけれども、同様に目的のもと、さらに過度な厳しい規制を敷いていくということは、なかなか難しい可能性があります。

ただ、今回、特区法も絡んでいますから、特区法の目的は広いので、その範囲でどう考えるか、あるいは別の観点から、目的外の観点から条例を敷いていただくということも可能だと思いますけれども、いずれにしても、厚労省の通知というのは、そのあたりをきちんとのみ込んで打っていただいていると思っていますので、そこは確認を当方でもいたしますけれども、ぜひ、要するに大阪以上のことはないとできませんというのは、ちょっと余り特区の精神からいって問題が出てしまうと思いますので、全体としては、そういった方向でないような解決策を見出していきたいと思っています。

○阿曾沼委員 1つ確認ですが、屋上屋を重ねるのは厳しいというふうにおっしゃったのですけれども、この6項目を明示することによって、貸主がコスト負担をいやがって、運用できないのではなかということの懸念ですか。

○太田課長 それほど、この項目をやるのにコストがかかるということはないと思います。むしろ、当たり前をやっていたかなければいけないことなので、それを手抜きをしないように担保したいと、そういうレベルの話です。

○八田座長 私は、今までの議論の過程から、これはできると思いますけれども、とにかく国のほうとしては、原さんが言われたように、県でやりたければやれるというわけです。だけれども、国で新たに規制をするのは、テロみたいなことについてはできるけれども、普通の民間の貸借関係について、そういうことをやっていないのだから、それは、できないと、それは、非常に筋の通った議論だと思います。

○原委員 大阪ショックでなかなか出せませんでしたとおっしゃられましたけれども、大



阪も条例案をつくって議論してみて、いろんな論点が出てきましたので、また、こうやって時間をかけてやっていて、追加的な論点が出てきたりすると困りますから、早いところ条例案をつくっていただいたほうがよろしいのではないですか。

○山本部長 そういったことを言っているわけではないので、だから、大分ハードルは低くなったというのは思っておりますので、そこは、ちゃんとそれを重視してやっていきたいと思っております。

○八田座長 そうすると、後で事務的に、今までの議事録のチェック、それで、国のほうがどう言っているか、そういうようなこともチェックして、前に進めていただくということではないかと思えます。そういうことですので、ちょっと事務的にチェックをお願いしたいと思います。

きょうは、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。